



において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。)及び障害共済年金

二 被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十八号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第三百四十四号)第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の七の四各号に掲げる年金

前項ただし書の場合における第一項の規定の適用については、同項の規定により改定後の年金額に加算されるべき額は、改定後の年金額に同項の規定により加算されるべき額を加えた額が八十一万円を超えるときにおいては、同項の規定にかかわらず、八十一万円から改定後の年金額を控除した額とする。

旧法遺族年金受給者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がない場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前各項の規定によりその遺族年金の額を改定する。  
(恩給財団の年金の改定)

第四条 日本私立学校振興・共済事業団が私立学校教職員共済法附則第十一項及び日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)附則第五条第一項の規定により権利義務を承継したことにより支給すべき義務を負う旧財團法人私学恩給財団の年金並びに旧法附則第二項の規定により旧財團法人私学恩給財団における従前の例によることとされた年金については、平成十九年十月分以後、その額を、百十三万二千七百円(昭和四十四年改定法第三条の規定による改定前の年金額が十五万円である場合にあっては、百二十万五千四百円)に調整改定率を乗じて得た額に改定する。

第五条 この政令の規定により年金額を改定する場合において、この政令の規定により算出して

(端数計算)

得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、五十円以上一百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもつてこの政令の規定による改定年金額とする。

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一三年六月一三日政令第二〇二号)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一四年六月一二日政令第二〇四号)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一五年三月二八日政令第一〇八号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一九年一月九日政令第三三三号) 抄

4

前項ただし書の場合における第一項の規定の適用については、同項の規定により改定後の年

金額に加算されるべき額は、改定後の年金額に同項の規定により加算されるべき額を加えた額が八十一万円を超えるときにおいては、同項の規定にかかわらず、八十一万円から改定後の年

金額を控除した額とする。

旧法遺族年金受給者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がない場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前各項の規定によりその遺族年金の額を改定する。

(恩給財団の年金の改定)

第一 条 (施行期日)  
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日政令第一五六号)  
(経過措置)  
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月九日政令第三三三号) 抄

第二 条 (施行期日)  
この政令は、平成十九年九月分以前の月分の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第六項に規定する旧法の規定による年金等の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三四八号)  
(施行期日)  
この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三三三号)  
(施行期日)  
この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。